

強化委員会委員の選任に関する内規

(強化委員長及び副委員長の選任)

第1条 会長、副会長及び専務理事は、次条に定める選任基準を満たす者の中から強化委員長及び強化副委員長候補を選考し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(強化委員長及び強化副委員長の選考基準)

第2条 強化委員長は以下の条件を満たす者とし、人格、識見、指導力等を総合的に判断して選考する。

- (1) 国際大会（オリンピック、世界選手権大会）または国内大会（全日本選手権大会（男女）、全日本選抜体重別選手権大会）で顕著な実績を有する者
 - (2) 本連盟A指導員資格を有し、所属団体（柔道部）で部長もしくは監督の経験を有する者
 - (3) 自己の所属する団体において、全日本強化選手（A）を育成指導した実績を有する者
2. 強化副委員長は、上記に準ずる実績及び指導力があり、強化委員長を補佐するのに適格と認められる者とする。

(全日本監督の選任)

第3条 全日本監督は、全日本監督候補者選考委員会が候補者を選考し、常務理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2. 強化委員会の任期満了に伴い強化委員長、副委員長および全日本監督の改選を同時期に行う場合は、強化委員長の選任後、1ヶ月以内に全日本監督の選任を行う。
3. 強化委員長は、全日本監督が選任されたのち、速やかに理事会に報告するものとする。

(全日本監督候補者選考委員会)

第4条 全日本監督候補者選考委員会は、専務理事、事務局長、強化委員長、副委員長、及び強化委員長が指名する者（女性複数名を含む数名）で構成する。

2. 全日本監督候補者選考委員会は、全日本監督及びコーチの意見を徴した上で、次条に定める選考基準を満たす者の中から候補を選考する。

(全日本監督の選考基準)

第5条 全日本監督は、以下の基準を満たしていることを原則とし、人格、経歴、指導力等を総合的に判断して選考する。

- (1) 国際大会（オリンピック、世界選手権大会）または国内大会（全日本選手権大会（男女）、全日本選抜体重別選手権大会）で相当な実績を有する者

- (2) 本連盟A指導員資格を有し、4年以上の指導実績および全日本コーチ（特別コーチを含む）を経験している者
- (3) 自己の所属する団体において、全日本強化選手（AまたはB）を育成指導した実績を有する者
- (4) 全日本監督は、JOCナショナルコーチアカデミーを修了（あるいは受講）また、JOCスポーツ指導者海外研修を経験しているなど、指導者としての研修を積んでいることが望ましい。

（強化委員の選任）

第6条 強化委員（全日本コーチを含む）は、専門委員会規程別表に定める区分に従い、強化委員長、副委員長及び全日本監督が選定し、会長の承認を得て会長が委嘱する。

2. 全日本コーチは、以下の基準を満たしていることを原則とする。

- (1) 国際大会または国内全国大会での実績がある者
- (2) 本連盟B指導員資格以上を有し、3年以上の指導実績がある者

（特別委員及び特別コーチ）

第7条 特別な事情により専門委員会規程に定める定数を超えて強化委員（全日本コーチを含む）を必要とする場合は、会長の承認を得て特別委員（特別コーチ）として委嘱することができる。

2. 特別コーチの選任基準は、全日本コーチの選任基準に準ずるものとする。

（任期）

第8条 強化委員会委員の任期は、10月1日から翌々年9月30日までの1期2年とし、再任を妨げない。

2. 任期途中の退任等により補充した委員の任期は、退任した委員の残りの期間とする。
3. 全日本監督の任期は1期4年とし、最長で2期8年とする。

（改廃）

第9条 本内規の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本内規は、平成28年12月15日より施行する。